

「2026 あおもり桜マラソン」大会運営業務（大会準備）及び 大会運営業務（本番）に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 発注者 あおもり桜マラソン実行委員会

(2) 業務名

「2026 あおもり桜マラソン」大会運営業務（大会準備）及び大会運営業務（本番）

上記業務の受託事業者とは、関係団体の負担金が予算承認されることを前提に2026年度の「2026 あおもり桜マラソン」大会運営業務（本番）を随意契約することとする。

(3) 目的

本業務は、令和8年4月19日（日）の大会開催に当たり、安全で円滑かつ効率的な大会運営を行うことを目的とする。

(4) 業務内容

別紙「2026 あおもり桜マラソン」大会運営業務（大会準備）及び大会運営業務（本番）仕様書のとおり

(5) 業務委託期間

2026 大会運営業務（大会準備）は、契約締結日から令和8年3月31日まで

2026 大会運営業務（本番）は、契約締結日から令和8年6月30日まで（2026年度に別途契約）

(6) 業務に係る委託料上限額

54,917,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、2026 大会運営業務（大会準備）及び大会運営業務（本番）の総額とする。

(7) 問い合わせ及び書類提出先

あおもり桜マラソン実行委員会事務局（青森市経済部地域スポーツ課スポーツ振興チーム）

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階

TEL：017-718-1431 FAX：017-718-0337

メールアドレス：chiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

2. 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(3) 電子交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

(4) 市税（青森市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納し

ていない者であること。

- (5) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (6) マラソン大会の企画・運営に携わった実績を有するものであること。

3. 主なスケジュール

No.	内 容	日 程
(1)	実施要領等公表	令和7年10月10日（金）
(2)	質問の受付	令和7年10月10日（金）から 令和7年10月17日（金）15:00まで
(3)	参加申込書の提出期限	令和7年10月21日（火）まで
(4)	質問に対する回答	令和7年10月22日（水）まで
(5)	企画提案書等の提出期限	令和7年11月7日（金）まで
(6)	プレゼンテーション審査	令和7年11月21日（金）
(7)	選定結果通知	審査完了後

※プレゼンテーション審査日時については、参加申込者に別途通知する。

4. 実施要領及び仕様書の配布について

青森市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/jigyosya.html>

5. 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

- (1) 受付期限 令和7年10月17日（金）15:00まで（必着）

(2) 提出方法

- ① 公募型プロポーザル質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- ② 電子メールアドレスは、下記の通りとする。

chiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp（青森市経済部地域スポーツ課）

- ③ 電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

- ① 質問に対する回答は令和7年10月22日（水）までに、参加申込書を提出した者に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。
- ② ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6. 公募型プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号） 1部
- ② 法人の概要がわかる資料（会社案内等） 1部

(2) 提出期限 令和7年10月21日（火）

(3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(4) 提出先 1の（7）の「問い合わせ及び書類提出先」

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式。A4片面印刷。表紙と目次を除き30ページ以内） 9部
- ② 公募型プロポーザル応募申込書（様式第3号） 1部
- ③ 公募型プロポーザル誓約書（様式第4号） 1部
- ④ 公募型プロポーザル類似業務実績調書（様式第5号） 9部
 - イ 過去5年間に、国・地方公共団体または民間事業者との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について2件記載すること。
 - ロ 記載した契約に関する仕様書の写し及び実績報告書を作成している場合にはその写しを添付すること。
- ⑤ 見積書（任意様式） 9部
 - ※ 見積書の内訳については業務内容別に可能な限り詳細に記載すること。
- ⑥ 国税の納税証明書の写し 1部
 - イ 直近年度の「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」に未納額の税額がないことの証明書
 - ロ 提出期限から3箇月前以内のもの
- ⑦ 市税の完納証明書 1部
 - イ 青森市に対して納税義務のある場合のみ提出
 - ロ 提出期限から3箇月前以内のもの

(2) 企画提案書の構成 別紙1「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 令和7年11月7日（金）まで

(4) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(5) 提出先 1の（7）の「問い合わせ及び書類提出先」

8. 公募型プロポーザル参加辞退について

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第6号）を提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和7年10月29日（水）まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
- (4) 提出先 1の（7）の「問い合わせ及び書類提出先」
- (5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9. 業務委託候補者の決定

(1) 業務委託候補者の選定方法

あおもり桜マラソン実行委員会で構成する「2026 あおもり桜マラソン」大会運営業務（大会準備）及び大会運営業務（本番）に係る公募型プロポーザル審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も評価点が高かった事業者を業務委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 実施日 令和7年11月21日（金） ※詳細は別途通知
- ② 実施会場 青森商工会議所会館5階
- ③ 実施方法
 - イ 出席者は1応募者につき2名以内とする。

- ロ 1 応募者当たりの持ち時間は20分以内（説明15分以内、質疑応答5分以内）とし、市が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則認めない。

（3）選定基準

選定基準については、別紙2「選定基準」のとおり。

（4）選定結果

- ① 選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。
- ② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

（5）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合
- ② 仕様と合致していない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に不足があった場合
- ⑤ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 見積額が市の提示する業務に係る委託料上限額を上回る場合

10. 契約事項

- （1）業務委託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる）のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、「9の（1）」による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。
- （2）本業務による成果品の著作権等は原則的にあおもり桜マラソン実行委員会に帰属するものとし、あおもり桜マラソン実行委員会は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

11. その他留意事項

- （1）企画提案書等の作成・提出、委託契約の市との協議に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- （2）企画の提案は、1事業者につき1提案までとする。
- （3）提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- （4）提出された企画提案書等は返却しない。
- （5）提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。